



日刊動労千葉

國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 | (鉄道) 千葉 2935・2936 番
| (公) 千葉 (22) 7207 番

90.7.9

No. 3248

団結権の否定 組合費徴収妨害をやめろ

この間千葉運転区では三月の組合費徴収にたいして、5名の処分が出された。(さすがに組合費を集めていたからーとの処分理由はなりたたないと考えたのか、組合費徴収妨害や5分おきに乱発された退去通告に対する抗議したことを、何と、暴言をはいた"として処分した!)四月には、組合事務所での徴収にたいしてすら退去通告がおこなわれ、五月は、区長先

頭に助役らが組合事務所に乱入、その後も四名が組合事務所前にピケをはり、組合費を払いにきた組合員を、現認するぞ”とどうかつを続けた。

「あなたたちがいざと暗くなる
お前たちには糧食命令す
もつたりなし!」?

にたいする、きわめて悪質な妨害行為が繰り返されている。

など、日本中どこをさがしても見たことも聞いたこともない話である。岐千葉運転区長をはじめとしたJR当局は、勤労千葉にくしの思いのあまり、憲法も労働組合法をも否定しさるに至ったのだ。

土岐千葉選舉區長よ、
こんな違法行為をいつま
で続けるつもりか！もう
一度憲法、労働組合法の
次の条文を読み直しなさ

〔憲法二十八条〕
勤労者の団結する
権利及び団体交渉を
の他団体行動をする
権利は、これを保障
する

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させることが・・・自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること・・・及びその手続きを助成することを目的とする

使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 労働者が労働組合の組合員であること、・・・若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて・・・不利益な取り扱いをすること・・・

3. 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、

たたちがいると職場が暗くなるんだ！ほうら、こんなに暗くなつた！暗い（！？）」「お前たち

には退去通告を出すのもつたいないくらいだ
本当なら（書面でなく
口頭で充分なくらいだ

この間、千葉運転区を中心として各職場で、JR当局による組合費徴収にたいする、きわめて悪質な妨害行為が繰り返されている。

当然の行為であり、組合運営の基礎をなすものだ。これを多数の管理者が、よつてたかって妨害するなど、日本中どこをさがしても見たことも聞いた

政治 讀本 憲法、政組法を読みなおす

清算事業団中労委はじまる
七月十二日（木）十六時から
清算事業団組合員・J.R不採用事件
第一回 中央労働委員会調査
に全力で結集しよう